

厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年3月7日（水）
13時00分開会 14時01分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：安田 薫 副委員長：北村光明
委 員：大谷昭宣、原 紀夫、奥秋康子
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学、主任：鶴田瑞恵
- 5 説明員 保健福祉課長：青木光春、保健福祉課参事：横山美貴子
- 6 議 件
 - (1) 付託条例の審査について
議案第13号 清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の制定について
 - (2) 広報広聴常任委員の選出について
 - (3) 所管事務調査の申し出について
 - (4) 議会報告会と町民との意見交換会について
 - (5) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（安田薫）：厚生文教常任委員会を開会する。今日は、昨日付託された議案第13号の審査をする。議件はその他を含め5つである。

議件（1）付託条例の審査について

- ・議案第13号 清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

委員長：まず初めに、保健福祉課から新設条例について説明を受ける。

保健福祉課長（青木光春）：本日はこのような機会を設けていただき、厚くお礼申し上げます。

昨日の本会議で議案第13号清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について提案させていただき、厚生文教常任委員会に審査を付託ということで決定された。

説明員は私、保健福祉課長の青木と保健福祉課参事の横山である。新設条例の内容について参事の横山から説明する。

保健福祉課参事（横山美貴子）：条例について説明する。

道からの権限移譲であり、道が制定している条例を基本に、その後の国の変更点を盛り込んだ条例制定であるという話をした。

まずは、今回なぜ道から市町村に移譲されるかということを中心に説明する。

今回、第7期介護保険事業計画を策定した。第6期の頃から在宅でのケアをしっかりと地域包括ケアシステムを推進してきているが、第7期については更にしっかりと医療・介護・福祉・地域を結び付けて推進することになった。その中で一番重要な役割を担うのが介護支援専門員（ケアマネージャー）。地域におけるケアマネージャーの役割が大きくなったことを踏まえて、地域の実情に合った内容、町村がその指定と合わせて指導・見守りをしていくことが大事だろうという背景から、市町村のほうに権限が移譲された。それを強化するために国の基準が今回パブリックコメントを経て改正され、それを盛り込む条例制定が市町村で必要になった。

改正する点について説明する。配付している資料中、道の条例との対比のうしろにある「No.612 介護保険最新情報」をご覧ください。このNo.612により、今回市町村におろすことによって重要な事項が基準として定められることになった。

1ページをめくると、「6.居宅介護支援」とある。これが今回条例で制定される事業所のこと。改正の内容は1枚めくった7ページからで、これが地域包括ケアシステムの中で推進しなさいとなっている項目。

①の「医療と介護の連携の強化」は、入院している方が在宅に戻って介護を必要としたとき、ケアマネージャーが病院のほうとこれからお世話になるかもしれない介護施設、そして役場等の間に立って十分な連携を取りながらケアプランを立てなさい、これから使う介護サービスについて検討しなさいということが盛り込まれている。

②の「末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント」は、悪性のがんの方、がんであっても最終は自宅で過ごしたいと思っている方が増えており、そういった場合は極力最短で介護の認定を出すよう努力をし、なおかつサービスを使うときにはケアマネージャーが今までの手順をふまずに医師の判断を仰い

ですぐにサービスを使う。例えばベッドのレンタルやそういうことが早急にできるようなシステムをつくり上げるための項目。

③「質の高いマネジメントの推進」は法改正の中で、これまでは居宅支援事業所はケアマネージャー（介護支援専門員）がいれば事業所を設立することができたが、いろいろなかたちでの連携が必要であり、質を高くするというので、居宅介護事業所の管理者は主任ケアマネージャーでなければならなくなり、研修が義務付けられるようになった。ただしこれについては、今やったからといってすぐに主任ケアマネを取れる事業所ばかりではないということで、これについては附則の中で3年間の猶予を持たすかたちを取っている。

④の「公正中立なケアマネジメントの確保」については、利用者が「デイケアに行きたい」と言っていたらケアマネージャーは1つの事業所だけを伝えるのではだめだと。清水町でデイケアと言われるのは御影診療所さんが開設しているデイケア、日赤さんのほうでもデイケアを開設している。双方の事業所を伝えて選んでもらう。そういう中立の立場でやってくださいということが書かれている。

⑤の「訪問回数の多い利用者への対応」では、介護の給付を適正化するために、いくらでも使えるものではないということで、ある程度の回数というものを決めてくださいというもの。今回の条例の中では国のほうからこれくらいの回数がいいだろうというものがないので、それが届き次第告示をして各事業所に伝える。要は必要以上の介護を減らすということが目的となっている。

⑥の「障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携」は、第7期の中でも条例改正とともに盛り込まれたが、障害福祉に続きそのあとすぐに介護のサービスを使うことになった場合、スムーズな介護につながられるように障害と介護が一体型となってサービスが受けられる。介護支援専門員は障害福祉の相談員の話もしっかり聞いて連携を取って介護サービスにつなげてほしいということ。

以上、6つの項目が今回、平成30年4月から国の基準として加わることになった。地域の実情に合わせてしっかり取り組めるようにということから、今回、道から市町村のほうに権限が移譲されたというのが今回の移譲理由。

清水町で新しく条例を制定するにあたり、それがしっかり盛り込まれているかをまずは確認していただきたい。

最初のページに戻って横版の表が清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の基本。右側は北海道が定めている条例で、左側は清水町がこれから定めようとしている条例。ここで大事なのは第3章の基本方針。ここに先ほど言ったことが盛り込まれ、第5章の運営に関する基準は介護支援専門員（ケアマネージャー）の取り扱い方針として先ほど言ったことが盛り込まれている。

3ページをご覧ください。道の条例と本町が制定するにあたって追加する条文を朱書きで掲載している。ここが先ほど説明した部分の追加となって、清水町が定める条例の中に盛り込まれる。3ページには、介護施設と障害者の自立生活支援というかたちで、こちらは先ほどの⑥、障害の方が今度は介護を使うにあたって相談員としっかり連携を取りなさいということがここに掲載されている。

朱書きになっているところだけ説明する。あとは道の条例とほとんど同じであるので確認いただきたい。

4ページは、質の高い介護をするということで主任介護支援専門員でなければならない。道条例の介護支援専門員でなければならないということが改正された。3年の猶予というのは附則に掲載している。

5 ページについては、病院等に入院する必要が生じた場合に、介護支援専門員は病院としっかり連携を取りなさいということで、ここは先ほど言った①「医療と介護の連携の強化」の中で文言の追加となる。

ここから少し飛んで 14 ページをご覧ください。その前に 11 ページの (14) が追加になった。道条例で (14) だったところが (15) になり、清水町のほうは段がずれていく。(14) として新たに「介護支援専門員は指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは～利用者の同意を得て医師等又は薬剤師に提供する」となっており、これも医療との連携①と関係する条文が追加されたところ。

次に朱書きとなっているところは 11 ページ。

11 ページは②、悪性腫瘍の方、末期のがんの方についてはなるべく早くサービスが使えるようにしなさいというところ。

12 ページが①。

次の 14 ページについては、⑤訪問回数の多い利用者への対応の部分。

15 ページ、こちらも医療等の連携①の部分で条文が追加となっている。

最後の 27 ページに経過措置として先ほど言った 3 年間猶予をするということが附則の中で経過措置として盛り込まれているが、この条文は介護保険最新情報 No.617 の、国がパブリックコメントを終えて、国の基準条例としてこういうふうに変えましたという官報に沿って盛り込んだもの。

条例改正をするときなどは、今までの感じでは国がある程度のひな形を示してきたけれども、今回に関しては一切なく、道のほうからも北海道の条例を参考にというだけであったので、北海道の条例を参考にした。説明については以上。

委員長：何か質疑はあるか。

原委員：6 項目の説明を受けたが、4 ページの 6 条、朱書きの部分は①～⑥のうちどれか。

保健福祉課参事：③の質の高いマネジメントの推進。

北村委員：この条例に該当する、現存する施設は町内にいくつあるのか。

保健福祉課参事：本町において該当する居宅介護支援事業所は、包括支援センターにある居宅介護支援事業所、せせらぎ荘でやっている居宅介護支援事業所、社会福祉協議会でやっている居宅介護支援事業所、日赤でやっている居宅介護支援事業所の 4 事業所。

北村委員：御影診療所は該当しないのか。そのほかに例えば松沢の郷やさくらさくらなど、小規模の地域密着型があるが、その辺はどういう状況なのか。

保健福祉課参事：宿泊ができる施設（老健、特養、グループホーム等）は、基準として介護支援専門員を置かなければならない。今回はあくまでも在宅でサービスを受ける方に対しての居宅支援事業所となるので該当しない。小規模が 2 か所あるが、小規模というのは多機能型居宅介護事業所とあって、すでに居宅介護支援事業所と一緒に持っている事業所。そちらについては地域密着型というかたちで私たちの指導権限が既にある。

北村委員：該当するところで主任のケアマネージャーがいないところはあるのか。

保健福祉課参事：今のところ届出は道である。登録の内容は私たちにはわからない。察するところでしか言えないが、今まではその必要がなかったわけで、主任ケアマネの資格を取るには 3 か月とか、間は空くが相当の期間の研修を要する。道内の研修所は札幌にしかない。必要がなくても事業所を開設できたことを考えると、多額の経費と時間を費やして資格を取っていたとは思えない。

保健福祉課長：補足しておくが、町の居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）には主任介護支援専門員が必須なので、町の直営の部分についてはいる。

保健福祉課参事：説明不足だった。町で抱えている居宅介護支援事業所には主任ケアマネがいる。

北村委員：これは、清水町でパブリックコメントを求めたりするのか。

保健福祉課参事：条例を制定するにあたり、総務課や企画課とも相談した。町独自の基準を設けないので、パブリックコメントは実施しない。国のパブリックコメントが1月で終わるので3月の条例制定。国のほうでは道の条例が3月末で廃止。すると市町村が必ず3月中に条例を制定しなければそれをもつての基準がなくなるということで、3月の議会にどこの町もあげていると思う。そういった期間等を考えて、今回については盛り込むべき町村の考えは一切ないので、パブリックコメントは実施していない。

委員長：ほかの委員から質問はあるか。

原委員：清水町に数多くの施設がある中で、指定居宅サービス事業者の指定に関する関係の該当する施設というのは今北村委員から参事に伺ったが、分かりやすいように文書化して、この施設は該当してケアマネージャーがいるとかいないとかも含めて、3年間の経過措置があるけれども、我々議員も詳しく知りたいので、今日や明日ということではないので、我々にも分かりやすいよう表になどしていただきたいがどうか。

保健福祉課参事：了解した。分かりやすいように表を用いて居宅介護支援事業所、そこにはケアマネが何人いるかなどその辺も含めて作成し、できしだい委員会のほうに提出させていただく。

原委員：理解しようと思って昨日から読んでいた。全体を通してケアマネージャーに相当な負担がかかって大変だなと感じたので、施設で受け入れができませんというようなことが今後出てくるのではないかと心配しているが、担当課としては問題ないと考えているのか。

保健福祉課参事：包括支援センターは居宅も抱えているが、必要に応じて月に1回事業所さんたちが集まり、ケアマネが集まる中で、情報連携や制度改正の勉強会をしてきている。確かに今後厳しくなってくるが、清水町においてはすでに土台ができていますので、今の状態を維持していけば十分クリアできるものと思っています。

北村委員：今、原委員が言ったことに絡むが、3年を目途にということで資格者の配置とかその見通しとか、器具とか施設とかそういうものは何とかなるかと思うが、その辺のところ、全く状況を把握しない中で条例を決めてしまっているのかなという不安があって、道から業務が移譲されるからとだけで決めていいのかなと。条例を制定したけれども結局守られないという状況になっては議員としての責任もあるので気になった。

保健福祉課長：居宅介護支援事業所は先ほど答えたとおり町内に4か所あり、それぞれにケアマネージャーがいる。今回一番心配するところは主任ケアマネージャー（介護支援専門員）。ご存知の方もいると思うが、そもそもケアマネージャーの資格を取得するには基本的な資格、例えば保健師だったり看護師だったり、ほかの資格でもいいが、そういうものを取得して5年を経過して初めてケアマネージャーの試験を受ける資格ができる。合格して必要な研修を受けて実務につくが、主任ケアマネージャーの資格を取るには今は試験がないけれども、介護支援専門員（ケアマネージャー）の実務を5年こなさないと主任ケアマネージャーの研修を受けることができないということがあり、そこが一番心配しているところ。3年の猶予は国の法律・法令の中で決められている3年なので、これを4年や5年にするわけにはいかないが、5年必要だということがあって、これから新たにケアマネージャーを採用するだとか人員を確保するといったときにそういうものをよく考えて事業所で採用していかないと、この3年の部分でなかなかクリアできないところももしかしたら出てくるかもしれない。ただ、今ある事業所はすべて5年以上のキャリアを持っているケアマネの方がおられ

るので、そういうことからいけば3年のうちになんとか研修を受けて資格要件を確保していただくことになる。参事が先ほど申し上げたとおり、研修の期間や時間が増えてきていて、平成30年度は秋から始まり年明けの2月ぐらいまで3回～4回札幌に通わなければならない。1回の研修日数が3日～4日で、長期間研修を受けなければならない。その期間、自分の所属している事業所に人がいなくなるので、そういった負担も費用の負担とは別に、ある意味増えてくるという心配もしている。

北村委員：そうすると、資格者をめぐって北海道の市町村で取り合いになる可能性もあるので、町として資格者を確保するために、町内にある施設に対しての援助みたいなものが必要になってくるのではないかという気もするが、そういったことの可能性として何か手立てはあるのか。

保健福祉課長：争奪戦というか、すでに主任ケアマネを持っている方もいるが、居宅を行っている事業所はそういう方を手離さないと思う。そういうことになると自前で人をつくっていくことが多くなると思う。そのことについてはすでに町の居宅介護支援事業所は承知していることだと思うし、今すぐに道の援助はないけれども、情報の提供や、確保できない事業所が出てきたらいろいろな方法で、方法と言っても今すぐにはないけれども、何とか確保して事業所を継続してもらおう。主任が取れなくて事業所が運営できないというのが一番困る。町内に4つもあるという話もあるが、実は4つしかない。どこも多くのケースを抱えているので、1人のケアマネが30人、40人と抱えている場合もあるので、そういった面でケアマネの負担が大きくなる。事業所が仮に1か所でも引き上げてしまうと、ほかの事業所にも負担がかかってくる。そういうようなことがないようにこれから考えていかなければならないと思っている。

北村委員：条例である程度の人員数を決めるとなると、これから予想されるサービスを受ける側の人数、例えば35人という数字があるけれども、そういった問題は見通し的にはどうなのか。

保健福祉課長：居宅介護支援事業所というのは在宅の方への対応であり、施設に入所している方は、その施設のケアマネが入所・利用されている方を支援している。在宅の部分だけでいけば、利用者が多すぎて手がまわらないという話は聞いていないので、今ぐらいの状態がいいと思う。事業所にとってみれば利用者を支援するということは逆を言うと報酬も入る。報酬も入るが事業所が抱えているケアマネージャーの人員数とバランスというものが出てくると思うので、その事業所でないと費用の面で分からない部分もあるけれども、そういったところの人員と費用のバランスの中でどの程度の利用者を抱えるのがいいのかは事業所の事情によると思う。

原委員：今年の4月1日に道から市町村に権限が移譲されるが、私の目の前の書類に指定居宅サービス指定に関する事務の権限移譲の状況というものがあり、北海道の中で12市町団体3市8町は既に移譲済というところがあって、その下に道から市町村への財政的な措置も含めてこういうことをしたらこれだけ交付されるというものが書かれているけれども、これを見ると相当前から居宅サービス事業所の指定事務の移譲を受けていることになっているけれども、そのとおりでいいか。

保健福祉課長：今回提案している条例は介護保険法改正による権限移譲で、介護保険法上は現在まで都道府県が指定権限を持っていて、それを市町村に移譲するという介護保険法の改正。過去に移譲されている町村もあるが、それは道独自の権限移譲のパッケージみたいなものがあるが、福祉分野だけではなくほかの分野にもあるが、独自の権限移譲というものがあり、清水町がもしそういうことになれば対応することになっている。大半の市町村は今まで道の指定権限の中で行

っていたと思う。4月から法改正になるので、やっていなかった町村も今回一斉に基準条例を制定することになっている。

原委員：従前から行っていた部分では財政的な措置、例えば「こういうことを行ったときはこれだけ交付します」という交付金措置があるけれども、今後においてこの財政的な措置は道から市町村に移譲したことによってどうなるのか。

保健福祉課長：過去の移譲の部分は確かにパッケージの中で、算定の方法は承知していないけれども、そこそこあったのでは。今回は国の法令の改正なので、ないのではないかと思う。

原委員：私が言ったことは、課長が思っていたそれとは全く異質なものだと思えていいか。

保健福祉課長：異質なものということになると思う。あくまでも今回は国の法令改正による道からの権限移譲なので、もちろんこのことによって道の基準条例は3月31日で廃止される。今までは道の基準下にあった市町村が多くあるけれども、ここに書かれてある市町村については、道から権限移譲を受けて制定したか、あるいは道に条例があるから、もしかしたら条例ではなくて、規則や要綱で対応していたのではないかと考えられる。

奥秋委員：確認であるが、5ページに清水町独自の文言が入っており、「利用者は複数の指定居宅介護支援サービス事業者等を」というところであるが、利用者はサービスを受ける側なので事業者を選択できるということだろうけれども、今まではそれができなかったのか。選択制ではなかったのか。

保健福祉課長：昔、特別養護老人ホームというのは措置事務とって利用者のご家族等の意向も聞きつつ、あなたはこの施設に入所しましょうというような、ある意味、希望は聞きつつも行政側の一方的な措置であったが、平成12年に介護保険が始まってからは利用者の意向としてどういうサービスを受けたいか、複数の事業者がいればどの事業者がいいか、この事業者を希望したいといった希望を聞いて、その人が本当に望んでいるサービスを事業者にしていただく。これまでの流れはこのとおりである。

今回条例を新たにつくるが、そのことについてはまったく変わらなくて、今の道の基準条例でも同じように利用者の意向・希望をケアマネージャーが伺い、そしてどういうサービスを事業者に提供してもらうか、どういう訪問サービス（ヘルパー）を希望するかだとか、そういった利用者の希望を聞いて、複数の事業者があればどの事業所に通所しますかだとか、どこのヘルパーさんに訪問してもらいますかだとか、そのことについてはまったく変わるものではない。あくまでも明確に文書化しているというふうにとっていただければと思う。

奥秋委員：そういう事情であれば、あえてなくてもいいのかなと思うが、明確にしておいたほうが双方にとっていいのかなとも思うので了解する。

大谷委員：事業者を選べるという話であるが、事業者によってできるサービスが違うということがあるのか。

保健福祉課長：事業者によってサービスが違うということはないが、ここはこういう特徴があるという部分はあるので、ある程度情報を持って、場合によってはその事業所を見ていただいて、そして選んでいただく。一つだけの情報ではそれがわからないが、例えば料金的なこともプラスαがあり、基本の報酬単価は違うけれども、ここで食事をすると500円、隣の事業所の昼食代は600円だとか違ったりすることもあるので、複数の事業者の説明をする。今までもそうしていたが、そういったことを明確にした。

委員長：たくさん意見が出て納得したかと思うが、ほかになければここで説明員に退席していただいてもよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：それでは、約1時間ありがとうございました。

【説明員退席 13 : 50】

委員長：説明を受けて、たくさんの質問が出た。委員会として条例の制定について結審しなければならないが、皆さんの意見としてはいかがか。

原委員：以前から市町村に移譲している部分もあったが、今回法律でこういうふうに変えて、道から市町村に移譲してそのものを変更するということであるから、委員会としてはそれに乗せていただいて賛成する以外にない。

奥秋委員：町に移管されるということで、担当課も更に具体的なものを入れてくれている。非常に良い条文ができたかなと思うので、賛成したい。

委員長：委員会として原案可決ということで、あと2人の委員はよろしいか。

北村委員：今日決めてしまうということなのか。求めた資料はどうするのか。

基本的には国が押し付けてきたものだから仕方がないと思う。実際の施設も含めてその町の力量以上のことはできないので仕方がないと思うが、条例を作ったことで町としての責任は重くなる。体制をつくっていかなくてはならない。当委員会としてもそういった責任を負うことになるのかなと思う。医師とのからみだとかその辺の連携だとかそういう問題も出てくる気がする。在宅で介護・看取りも含めて在宅医療との兼ね合いということが出来る仕組みができたということになると、最後は在宅でという人が増えてくるようにも思うので、現状としてはそんなにいなくてもこれからは増えるのだろうというふうに考えざるをえないかなと私は思っている。

委員長：資料の追加要求はしているけれども、それがなくても原案可決ということでよろしいか。

原委員：私は今北村委員が言われたように、6項目を含めて町の責任が重くなるのは明確なので、前段でも職員の数は大丈夫なのかということと言ったが、担当課としてしっかりできると自信を持って言っているので、担当課が責任を持って言っていることについて、信頼して賛成する以外ないということ。

委員長：それでは、原案可決ということでよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：原案可決ということで最終日に報告する。

以上で、条例制定に関しての審査を終わる。

議件（2）広報広聴常任委員の選出について

委員長：この件については、議会運営委員と重複しない方を選出することになっているので、私たちの委員会からは大谷委員、北村委員、原委員の3名を選出したいと思うがいかがか。

原委員：委員長が言うようにもう初めから3名と決まっているので、奥秋委員と安田委員がだめとなったら我々3人に固定されてしまう。非常に抵抗を感じているけれどもいかんともしがたい気がする。

委員長：意見もあるが、3名を広報広聴委員として選出することに決定する。

議件（3）所管事務調査の申し出について

議件（4）議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：前回の所管事務調査では3項目を挙げて少し大変であった。皆さんから何かあれば挙げていただきたい。

意見がなければ、(4)の議会報告会と町民との意見交換会でも委員会としてテーマを何にしたいか挙げなければならないので、それも含めてまた会議を開くことになるが。

奥秋委員：皆さんから意見が出ないようなので、責任を持ってこの次に間に合うように、1人1項目考えてくるようにしては。

委員長：奥秋委員からそのような発言があった。この2項目については同じにならないと思うが、皆さんで1項目ずつ考えてきてまた会議を行いたいと思う。それでよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：次回の委員会までによろしく願います。

議件(5) その他

委員長：その他であるが、皆さんから何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：それでは、以上で今日の会議を終わる。次回の委員会は追って連絡する。